

令和4年第1回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年1月26日(水)午後1時30分から2時31分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	5番	千光士伊勢男
	6番	野村 勉
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	9番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	11番	西岡 大作
	12番	山内 芳幸
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(1人)

会長職務代理者	2番	野町 亜理
---------	----	-------

5. 出席農地利用最適化推進委員(6人)

安芸	渡辺	禎宏
伊尾木	黒岩	榮之
土居	入交	大輔
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について

報告第 7 号 農地中間管理事業法第 18 条第 7 項の農用地利用配分計画について
議案第 8 号 非農地証明願について
議案第 9 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 弘井 恭介

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、出席者数 13 人です。欠席委員は、2 番野町重理委員で、所用のため欠席との届出がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

1 月 11 日に、安芸市農業再生協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

1 月 17 日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

1 月 20 日に、安芸市農業再生協議会総会が開催され、内川会長が出席しております。

1 月 21 日に、令和 3 年度農業委員会全員研修会が開催され、委員 18 名と事務局 3 名が参加しております。

1 月 24 日に、安芸市農業振興地域整備促進協議会が開催され、内川会長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りとしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に栗山浩和委員及び小松豊喜委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出についてですが、今回は 6 件届

出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり土居の6筆で、面積は全部で2,806㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり土居の5筆で、面積は1,322.85㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり土居の1筆で、面積は122㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり島の9筆で、面積は全部で2,403㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号5番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口甲の1筆で、面積は454㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号6番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり穴内甲の1筆で、面積は92㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きますして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は4ページです。

申請番号1番から3番は譲受人が同一なので一緒に説明させていただきます。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の2筆で、地目は田で、面積は全部で2,709㎡

です。

売買による所有権移転の申請で、水稻を作付する予定がされております。所在地につきましては、5ページの左に地図がございます。

土居春日地区のほ場整備区域の西にあり、土居上中村集落に隣接する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口乙の1筆で、地目は田で、面積は3,978㎡です。

申請番号3番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口乙の1筆で、地目は田で、面積は1,495㎡です。

申請番号2番、3番ともに売買による所有権移転の申請で、水稻を作付する予定をしております。所在地につきましては、5ページの右に地図がございます。

井ノ口宮ノ上地区ほ場整備区域内にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番は1月17日に福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号2番、3番は1月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は福本隆憲委員、申請番号2番、3番は大久保暢夫委員、お願いします。

10番福本委員 1月17日に長野君と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 1月13日に長野君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 議案第3号の5条申請について説明いたします。

議案書は6ページをご覧ください。

申請番号1番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、川北甲で、地目は畑、面積は105㎡、転用目的は住宅の庭及び駐車場の整備です。

場所は7ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は清香園の南約80mにある農地となっております。現地確認については1月11日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は借家住まいであるが、家屋が老朽化しているため修繕を家主に求めるが改善されず、また、津波浸水地域であることなどから転居先を探していました。今回、住居付きの宅地を紹介されましたが、袋地であり、進入するには申請地を通行する必要があります。車両の乗り入れ及び駐車場とし、宅地と一体利用するため当該申請地が最適と判断したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類の確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、庭及び駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は同意のある農地、西側は同意のある農地と現況道路、北側は譲渡人所有の宅地、南側は市道を挟んで宅地であります。生活雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とします。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区

域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上です。

議長 現地確認委員の報告を、樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、お願いします。

7 番樋口委員 1月11日に弘井さんと、西岡秀輝委員、中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8 番西岡委員 1月11日に弘井さんと樋口なぎさ委員、中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。
続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は8ページです。

届出番号1番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口乙の4筆です。地目は畑で、面積は全部で1,620㎡となっております。

当初は平成29年6月19日から令和4年6月18日まで、5年間の賃借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

届出番号2番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口乙の1筆です。地目は田で、面積は3,378㎡となっております。

当初は令和2年6月1日から令和8年5月31日まで、6年間の賃借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたらお願いします。
(質問、意見なし)

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は9ページからになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地11筆で、地目は畑で、面積は全部で3,990㎡です。ユズ等が作付されており、貸借期間は30年間で、賃借料は46,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。井ノ口山田（エゲ谷）と沢ノ平集落の間にある山の上の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり入河内、黒瀬の農地11筆で、地目は田と畑で、面積は4,096㎡です。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり入河内の農地1筆で、地目は畑で、面積は376㎡です。

申請番号2番、3番ともにユズが作付されており、貸借期間は3年間で、賃借料は10a当たり7万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、14ページに地図がございます。左は、高知県農協東川事業所の北の方と旧東川小中学校の北に位置する農地です。右は、入河内本村集落の南東にあり、黒瀬集落に近い農地です。

申請番号2番と3番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,000㎡です。

ナスが作付されており、貸借期間は5年間で、賃借料は10a当たり米5俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの左に地図がございます。ゆめファーム全農NEXT高知のハウスの南西の方で、帯谷川の東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,973㎡です。

ナスが作付されており、貸借期間は10年間で、賃借料は10a当たり米5俵代の条件で新規設定する計画です。

申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は897㎡です。

水稻を作付する予定がされており、貸借期間は10年間で、賃借料は1万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請番号5番、6番の所在地につきましては、15ページの右に地図がございます。土居長屋集落の西で、安芸市役所新庁舎予定地の北東にある農地です。

申請番号5番と6番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号7番については、所有権移転の計画となります。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画を認定されたもの（認定農業者）である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が2%から1%に減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について800万円の特別控除を受けることができます。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で3,059㎡です。

水稻を作付する予定をしており、400万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。川北の特別養護老人ホーム清香園の南西にある川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番は大久保暢夫委員、小松昌平委員、申請番号2番、3番は、有澤節子委員、有澤光喜委員、申請番号4番から6番は、福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号7番は樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただいております。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は大久保暢夫委員、申請番号2番、3番は有澤節子委員、申請番号4番から6番は入交大輔委員、申請番号7番は樋口なぎさ委員、お願いします。

2番大久保委員 12月13日に長野君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

9番有澤委員 1月13日に弘井さんと有澤光喜委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 1月17日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 12月15日に弘井さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について説明いたします。議案書は17ページになります。農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,424㎡です。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,142㎡です。

申請番号1番、2番ともに作物は転借人がナスを栽培する予定をし

ておりまして、貸借期間は15年間で、10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページの左に地図がございます。高知県農協安芸集出荷場の北東にある農地です。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,499㎡です。

作物は転借人がナスを栽培する予定をしておりますして、貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページの右に地図がございます。高知県農協あき東支所の西の方の市道安芸伊尾木線沿いの川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,000㎡です。

作物は転借人がナスを作付する予定をしておりますして、貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページの右に地図がございます。申請番号3番の南の方にある川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号1番から4番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては申請番号1番、2番は福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号3番、4番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番は入交大輔委員、申請番号3番、4番は西岡秀輝委員、お願いします。

入交推進委員 1月17日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番西岡委員 1月11日に弘井さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第7号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書19ページになります。

報告第7号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について説明いたします。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地2筆、地目は田で、面積は全部で6,224㎡です。水稻を作付する予定をしており、貸借期間は約5年間で、賃借料は10a当たり10,000円の条件で新規設定する計画です。このたび、12月20日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地5筆、地目は田と畑で、面積は全部で5,630㎡です。果樹を作付する予定をしており、貸借期間は約15年間で、田の賃借料は10a当たり45,000円の条件で、畑の賃借料は5,000円の条件で、新規設定する計画です。このたび、12月20日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第7号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第8号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(弘井) 議案第8号、非農地証明願について説明いたします。議案書は21ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は33㎡となっております。

所在地の地図は22ページに掲載しております。市立川北小学校の

南側にある農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

こちらは60年以上前に住宅を建築し現在に至っております。固定資産の名寄帳及び現地の状況を確認し、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては1月11日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

8番西岡委員 1月11日に弘井さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 1月11日に弘井さんと西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第8号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第8号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第9号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) それでは議案第9号の説明をさせていただきます。農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。そこで、農業委員及び農地利用最適化推進委員の法令遵守の意識を今一度徹底するために本議案を提出させていただきました。

決議案を朗読させていただきます。

(決議案を朗読する。)

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 他になければ採決をいたします。議案第9号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)については、原案どおり決議することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第9号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)については原案どおり決議することに決定し

ました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は2月25日の金曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。

現在、国におきまして、農業委員会制度の大幅な見直しが検討されております。詳細は、まだ決定はしておりませんが、特に人農地プランについては、今まで以上に委員さんの積極的な参加や意見集約が求められています。また、人農地プランについては集落の農地の目標地図の作成が求められています。その元になる現況地図について農業委員会が作成することになります。今まで、以上に業務が増えることが想定されますので、ご協力をお願いします。

事務局（弘井） 活動報告について、提出されていない方がいらっしゃいましたら、年度末も近いので、提出をお願いします。

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。